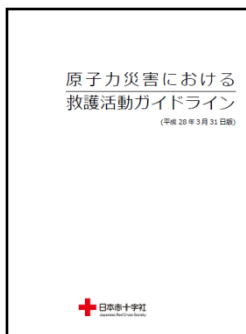


「原子力災害における救護活動ガイドライン」は日赤の原子力災害における活動の方針を示すものです。



「原子力災害における救護活動ガイドライン」(以下、ガイドライン)は、日赤内外からの知見や意見を集め客観性・実用性の高い内容にする必要があることから、日赤外部の委員を含めた「原子力災害における赤十字活動ガイドライン研究会」を設置して検討を行い、2015年3月に策定されました。

ガイドラインは、主に国内の原子力災害時において日赤が行うべき活動について記述され、災害発生時の救護班による「医療救護活動」のみならず、災害に備えるための「事前対策」、被災者の生活を回復させる「復旧・復興対応」も含まれます。活動従事者である、日赤の職員および赤十字ボランティアを主な対象者としています。

ガイドラインの詳細については[「原子力災害におけるガイドライン」](#)のページをご覧ください。

原子力災害における救護活動ガイドライン

予防のための 取り組み

(事前対策)

- 継続的な実施体制の見直し
- マニュアル整備と訓練
人材育成の教育・研修
- 原子力災害対応の
資機材整備
- 外部機関との
関係構築・強化
- 知見の集約・発信
一般市民への啓発

緊急時の 取り組み

(応急対応)

- 指揮命令系統の確立
(災害対策実施本部)
(アドバイザーの配置)
- 情報収集とアセスメント
(ニーズと環境)
- 安全確保のための
基準と体制

復旧・復興対応時の 取り組み

- 被災者の生活
再建支援
- 被災者の健康
維持支援
- 被災地のコミュニティー
再建支援
- 被災地の教育支援
- 被災地のインフラ
再建支援

国際貢献への 取り組み

- 知見・教訓の
共有
- 姉妹社の備え
に対する支援
- 人材の派遣
- 資機材の提供

ガイドラインには、原子力災害時の日赤の活動指針として以下のような内容が記載されています。

【活動従事者の安全確保】

- 政府や自治体が一般の立ち入りを制限する「警戒区域」内では、一般の活動従事者は活動を行わない。
- 活動従事者の累積被ばく線量が、設定する上限値を超えないように管理する。
(一般の活動従事者:活動期間中1mSv以下、血液供給従事者:20mSv/年、緊急被ばく医療従事者:50mSv/年)

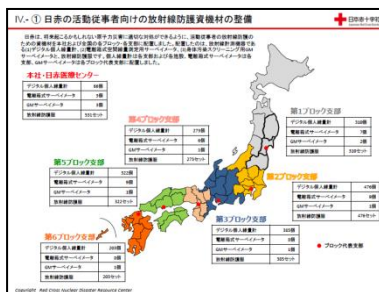
【緊急被ばく医療アドバイザーの設置】

- 放射線下での救護活動を安全かつ適切に行うため、被災地支部および本社の災害対策本部に、医師・診療放射線技師から構成される「緊急被ばく医療アドバイザー」を配置する。
- 本社は、緊急被ばく医療アドバイザーの助言に基づき災害救護活動の方針・計画を作成する。
- 被災地支部は、緊急被ばく医療アドバイザーの助言にもとづき安全対策に留意しながら救護班による医療救護活動を行うとともに、活動従事者の被ばく状況を管理する。

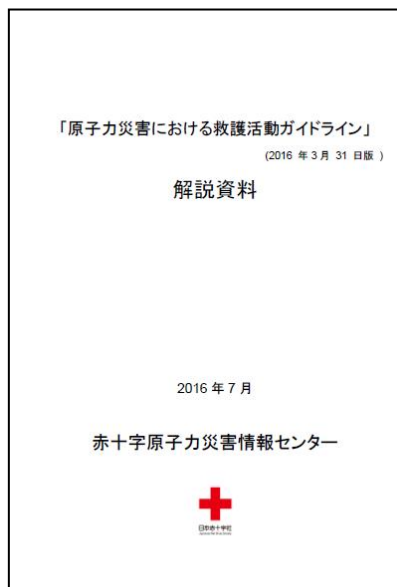
【継続した取り組み】

- ガイドラインの、支部・施設職員(特に原発立地県)、ボランティア、政府・自治体、外部機関への周知・普及につとめる。
- 救護班要員を中心とした基礎研修会や、緊急被ばく医療アドバイザー会議を利用して、人材育成につとめる。

ガイドラインでは表現しきれなかった事項を整理して記述することで、各項の内容の理解がより一層深まることを目的として、[ガイドラインの解説資料](#)が作られています。



ガイドライン解説資料の一例



ガイドライン研究会の様子

なお、ガイドライン策定の過程で議論された、[引き続き検討を進める必要があると思われる課題](#)については、今後も検討を進めてガイドラインに反映していくことにしています。